

(原審 東京高等裁判所 平成22年(行コ)第195号
分限免職処分取消請求控訴事件)

平成23年(行サ)第108号

上告人 疋田哲也

被上告人 東京都

上告理由書

2011年(平成23年)9月7日

(上告提起通知書の受送達日 平成23年7月19日)

最高裁判所 御中

上 告 人 疋 田 哲 也

上告人訴訟代理人弁護士 津 田 玄 児

同 福 島 晃

第1 憲法26条1項（教育を受ける権利）違反

1 日本国憲法第26条第1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」ことを定めている。

原審判決の判断は、上記教育を受ける権利を侵害し、憲法違反の誹りを免れないものである。

以下、詳述する。

2 子どもの教育を受ける権利は、自由かつ独立した人格の完成をめざす教育の実現によって保障されるものとされている（日本国憲法第26条、教育基本法第1条ほか）。したがって、教育には自主性が尊重されなければならない、不当な支配に服してはならないことが定められている（教育基本法第10条）。また、教員の身分は尊重されなければならない、研修の機会が与えられなければならないことも規定されている（教育基本法第6条、教育公務員特例法第21条）。

しかるに、今回の判決は、校長の職務命令に対する適法性が検討されないままにそれに従わなかったことがもっぱら原告の矯正しがたい性格によるものと、被告側資料に基づいて断定してしまっている。その結果、本来は懲戒事例であるべき本件が分限事例とされてしまい、かつ免職にまでされてしまったことを、今回の判決は合法化するものとなった。このことにより、尊重されるべき教員の身分はきわめて不安定なものとなり、また教育を受ける権利の実現に求められる教育の自主性が危機におとしめられる状況を学校に生じさせる結果を引き起こしている。

3 もしも上告人が教師としての適格性を欠くのであれば、上告人の周辺には、2年間の前後にも継続して職務の円滑な遂行に支障が生じていなければならないはずである。しかし、原審判決自身認定しているとおり、そのような問題は澤川校長と岡崎教頭が同時に着任してからの2年間以外では発生していない。

そしてまた、この2年間に集中して生じたとされる問題は、上告人が有する素質、能力、性格等に基因するものではなく、上告人が置かれた特異な環境に

由来するものであることは、以下の点だけからも明らかというべきである。

- (1) 自動車通勤をめぐる問題は、澤川校長と岡崎教頭が同時に着任した平成14年4月以降になってから起こったものである。それ以前の古賀前校長のもとにおいては、上告人は公的交通機関を利用する旨の通勤届を提出した後も、平成12年4月ころから再び通勤に自動車を利用するようになっていたが、そのことが問題となることはなかった。それは、■■前校長が、上告人がC型肝炎に罹患した父親との二人暮らしであることを思慮したうえで、教員としての職務を遂行するために必要な手立てとしてこれを了解していたからであると考えられる。そのC型肝炎がさらに進行して入院治療を受けざるを得なくなったのが平成14年3月から同年4月であり、介護認定を受けて介護ヘルパーの派遣も受け始めた時期が、まさに澤川校長と岡崎教頭が同時に着任してきた時期であった。

澤川校長は、その職務として自動車通勤の可否を判断するために必要な上告人の置かれている事情についての聞き取りを行うことなく、平成14年6月から自動車通勤の記録を岡崎教頭にとらせると共に、市教委にそのことを報告している。

澤川校長のこうした行為は、自動車通勤の許認可権限を利用した特定教員に対する圧力として疑われる行為ということができるのであるが、原審判決では自動車通勤に関する校長の許認可権限行使についての事実確認がおこなわれておらず、その適法性についての判断もなされていない。

- (2) ゆれる思春期の生徒たちと向き合う中学校の教育現場においては規律維持も困難な状況も生まれており、そこでは残念ながらまだ体罰を根絶ないし克服することができていない。上告人が在籍していた小平第五中学校においても、澤川校長が着任して以降に複数の体罰事件が発生してしまっている。

うち1件は女子生徒の鼓膜損傷という結果まで引き起こしているが、被害の大きさからすれば当然ただちに報告されるべきこうした体罰事件については、澤川校長や岡崎教頭は市教委に報告するなどをしていない。しかるに、上告人が起こした体罰事件のみが、澤川校長によってただちに体罰事件として市教委に事故報

告書が提出されている。こうした澤川校長の行為は、きわめて不自然な行為であると言わなければならない。すなわち、今回の事件では、他体罰事件との関係からすれば明らかに異なる対応が澤川校長と岡崎教頭によりとられていたのであり、これは特定教員に対する不当な圧力としての行為の疑いが強いものである。しかるに、原審判決では、より重大な結果を引き起こした他体罰事件と異なる対応を澤川校長らがおこなった行為についての事実確認はおこなわれていないのである。

(3) 原審判決はさらに、教師としての上告人を信頼している保護者が証言に立った事実、および数多くの教え子らから陳述書が提出されている事実には一切ふれずに、「一部の保護者」からの特定の教員に対する「要望書」のみを取り上げて分限免職の理由としてしまっている。しかも、提出された要望書の内容についての事実確認を一切しないままに、原審判決は一部の保護者から要望書が提出されたことのみをもって分限免職の理由として認定してしまっただけなのである。

学校教育現場における保護者の立場は多様であるのが現実であり、そうした多様な保護者の声について確認することなく、一部保護者の声だけをその内容について確認することなく取り上げた原審判決は、澤川校長が特定教員に対するパワーハラスメントとして一部保護者を利用した疑いを強めるものでこそあれ、その疑いを晴らすものではまったくない。

原審判決は、これら上告人が置かれた特異な環境、とくに澤川校長の発した職務命令自体の適法性に関する事実確認および判断をおこなわないままに、上告人の行為をもっぱら矯正しがたい素質、能力、性格等によるものと断定してしまっているのである。

4 子どもが自由かつ独立した人格として成長するための教育を実現するためには教育の自主性が不可欠であり、そのためには教員の身分は尊重されなければならない。

今回の事件はもともと、体罰に関する懲戒事例であったとしても分限事例ではあり得ないものである。むしろ、今回の事件においては、校長の職務命令自体が

違法なものであり、校長・教頭による教員の身分に対する不当な支配となった疑いが強いものである。したがって、校長の職務命令自体に対する適法性が、再度慎重に審議されるべきである。

もしも今回のような分限免職の適用が認められてしまえば、教員の身分はきわめて不安定なものとなり、結果として教育の自主性が危機にさらされて、子どもが自由かつ独立した人格として成長するための教育の実現を、きわめて困難なものにしてしまうことになる。日本国憲法第26条に定められている子どもの教育を受ける権利を保障するためには教育の自主性が必須なものであるにもかかわらず、今回の分限免職処分は、教員の身分をきわめて不安定なものとしさせることによってそれを萎縮させてしまうものとなっているのである。

- 5 学校の究極的な目的が「子どもの教育を受ける権利の達成」でなければならぬことは、日本国憲法第26条で規定された自明の事柄であるが、今回の事件で発せられた校長の職務命令が、この究極的な目的に照らして適法なものであったのか否かが慎重に審理されずに、それに従わなかったことがもっぱら上告人の矯正しがたい素質、能力、性格等によるものと断定されてしまえば、尊重されるべき教員の身分はきわめて不安定なものにおとしめられてしまう。

教員の適格性は、教育の究極的な目的である、子どもが自由かつ独立した人格として成長するために必要とされる教員の資質、および専門的力量から慎重に判断されるべきであり、特定の校長からの、適法性にうたがいのある職務命令に従わなかったことから判断されるべきではない。教員の適格性は第一義的には、教育を受ける権利の主体である生徒たちに映っていた教員の姿から判断されるべきであり、そのためには卒業生や保護者からの教員に対するとらえ方が慎重に審議されなければならない。

さまざまな発達の可能性をもつ思春期の生徒たちに教員として向きあうために必要な資質には、教科指導における専門性と同時に、生徒一人ひとりの人格の完成に向けた教育活動に教員の全人格をかけて向かうことのできる力量が何よりも

求められる。この点で、上告人の理科の授業は専門的知識に裏づけられながらも生徒の興味関心を引き出すための創意と工夫が凝らされたものであったことが示されていたし、また、さまざまな発達上の課題をもつ生徒たちに正面から向きあう教員であったことを示す証拠も多数提出されている。

原審判決は、上告人が思春期を生きる生徒たちにとって存在感のある教員であったことを示しているこれら多くの卒業生やその保護者らからの陳述書や意見書についてまったく考慮していないだけではなく、上告人が申請した、体罰を受けた卒業生本人からの証人尋問もすべて認めないままに出されてしまったことは、原審判決が教員の適格性を判断するうえでも考慮すべきことを考慮していないことを示すものである。

- 6 校長の職務命令自体の適法性をほとんど審議しないままに、また教員の適格性を判断するために第一義的に検討されるべき事項を審議しないままに、本事件の分限免職処分を合法とした原審判決は、教育を受ける権利をさだめた日本国憲法第26条に違反するものである。

(注：第1 教育を受ける権利に関する資料)

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する（日本国憲法第26条第1項）。
- 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない（1947年教育基本法第1条）。
- 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない（1947年教育基本法第6条第2項）。
- 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行わ

れるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない（1947年教育基本法第10条）。

○教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない（教育公務員特例法第22条第1項）。

○すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない（地方公務員法第27条第1項）。

○政党政治の下で多数決原理によつてされる国政上の意思決定は、さまざまな政治的要因によつて左右されるものであるから、本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によつて支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤つた知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法二六条、一三条の規定上からも許されない（1976年最高裁学テ判決）。

○教基法一〇条は、国の教育統制権能を前提としつつ、教育行政の目標を教育の目的の遂行に必要な諸条件の整備確立に置き、その整備確立のための措置を講ずるにあつては、教育の自主性尊重の見地から、これに対する「不当な支配」となることのないようにすべき旨の限定を付したところにその意味があり、したがつて、教育に対する行政権力の不当、不要の介入は排除されるべきであるとしても、許容される目的のために必要かつ合理的と認められるそれは、たとえ教育の内容及び方法に関するものであつても、必ずしも同条の禁止するところではないと解するのが、相当である（1976年最高裁学テ判決）。

第2 憲法第98条2項違反（国際法規違反）

1 日本国憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」ことを定めている。

2 子どもの教育を受ける権利は、自由かつ独立した人格の完成をめざす教育の実現によって保障されるものであることは、日本国が締結した以下の条約および国際法規により繰り返し示されてきたものである。

すなわち、1948年第3回国連総会において採択された世界人権宣言第26条第2項では、「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない」ことが規定されている。

また、日本政府が1979年に批准した国際人権規約A規約第13条第1項には、「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する」ことが規定されている。

さらに、日本政府が1994年に批准した子どもの権利条約第29条第1項には、「(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること」が、児童の教育において指向すべきことであることが規定されている。

このように、自由かつ独立した人格の完成をめざす教育の実現によってこそ、子どもの教育を受ける権利は保障されるものと、世界人権宣言、国際人権規約、および子どもの権利条約には規定されているのである。

3 そして、この教育の実現のためには、教員の身分は尊重されなければならない、研修の機会が与えられなければならないことが、教員の地位に関する勧告に示されてきた。（この勧告は、1966年に開催されたユネスコ特別政府間会議において採択されたものである。）

全部で146の Paragraph からなるこの勧告において、まずその指導的諸原則が第4 Paragraph から第6 Paragraph にかけて次ぎのように記されている。

「4 教育の進歩は、教育職員一般の資格と能力および個々の教員の人間的、教育学的、技術的資質に大いに依存するところが大きいことが認識されなければならない。

5 教員の地位は、教育の目的、目標に照らして評価される教育の必要性にみあったものでなければならない。教育の目的、目標を完全に実現する上で、教員の正当な地位および教育職に対する正当な社会的尊敬が、大きな重要性をもっているということが認識されなければならない。

6 教育の仕事は専門職とみなされるべきである。この職業は厳しい、継続的な研究を経て獲得され、維持される専門的知識および特別な技術を教員に要求する公共的業務の一種である。また、責任をもたされた生徒の教育および福祉に対して、個人的および共同の責任感を要求するものである。」

このように、教員の地位に関する勧告では、人権としての教育を実現していくためには教員の地位が尊重されなければならない、そしてこの教育の仕事には専門職としての継続的な研究（研究と修養としての研修）が求められているのである。

とくに教員の身分保障については、第45 Paragraph と第46 Paragraph にかけて次のようにも勧告されている。

「45 教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとって不可欠であることはいうまでもなく、教育の利益のためにも不可欠なものであり、たとえ学校制度、または、学校内の組織に変更がある場合でも、あくまでも保護されるべきである。

46 教員は、その専門職としての身分またはキャリアに影響する専断的行為から十分に保護されなければならない。」

さらに、専門職としての行為の違反に関する懲戒処分についても、「専門職としての行為違反の責を負うべき教員に適用される懲戒措置は明確に規定されな

ければならない」(第47パラグラフ) ことが勧告されている。

- 4 こうした教員の地位に関する勧告が採択されたのは、勧告の指導的諸原則などでも示されているとおり、自由で独立した人格の完成をめざす教育が平和と人権の実現には不可欠なものであり、そのためには、教員の正当な地位が守られる必要が世界的に認知されてきたからに他ならない。

1966年にユネスコ特別政府間会議において採択されたこの教員の地位に関する勧告は、先行する国際的宣言や条約と一体のものとなっており、実際にその前書き部分で、世界人権宣言第26条、及び子どもの権利宣言第5条(障害児の権利)ほかを掲げているのである。

なお、1966年に出されたこの勧告は、1985年および1994年にその見直しが検討された際にも、改正の必要なしと判断されてきたものであり、その後締結された国際人権規約や子どもの権利条約の趣旨とも合致しているものでもある。

また、この教員の地位に関する勧告には、ILO・ユネスコ共同専門家委員会(CEART:セアート)による監視制度が設けられているのであるが、実際に日本でもこのCEARTにより2008年4月20日から28日にかけて勧告の実施状況に関する調査が実施されている。そして、その調査報告をもとに2009年9月28日から10月2日までCEART第10回会議が開催されて勧告がまとめられ、その後ILO理事会の承認を経てその勧告は同年12月8日付けで日本に送付されている。そのなかでは、政府と教員団体がILOとユネスコに協力し、双方が受け入れられるような1966年勧告の日本語訳を作成することが現在もなお日本政府と教員団体に求められているのである。

以上の通り、自由で独立した人格の完成をめざす教育の実現によってこそ、子どもの教育を受ける権利は実現できるのであるが、そのためには、教員の身分が尊重されなければならないことが国際法規の基本的な原則とされて定着してきているのである。

- 5 子どもの権利に関する委員会第54回において、子どもの権利を実現するための

日本政府の課題を示す意見が、2010年6月11日付けでまとめられ公開されている（子どもの権利に関する委員会は、子どもの権利条約第43条にもとづき、この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するために設置されたものである）。この意見の中には、体罰に関する記述があり、パラグラフ48において「あらゆる場面における体罰の禁止を効果的に実施すること」及び「体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、家族、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているその他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること」が勧告されている。またパラグラフ49には、「子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止すること」及び「子どもとともにおよび子どものために活動しているすべての者の能力を増進させること」などが勧告されている。

このように、この勧告には、子どもに関わる仕事をしているものが、子どもへの暴力を行使してしまうケースが多いことに鑑みて、その根本的な解決のためには、子どものために仕事を行っている者自身が子どもの権利を尊重し「暴力」を使わずに子どもを支えることができるよう、その力を養う必要が勧告されているのである。

研修による教員の資質向上によってこそが、形式的ではない子ども理解に踏み出そうとする専門家の力をよりよく発揮させ、教育現場から体罰をなくしていくためには必要なことなのであり、そしてこのことは、研修によってこそ専門家は暴力行為による指導という未熟さを乗り越えることができるとする勧告の趣旨に沿うものでもある。

上告人は、研修の機会を積極的に受け止め、そこで自身の教育指導の問題、子ども理解の不十分さを認識していったのであり、生徒と身体をはって向き合う困難な教育現場での教育指導において、かつての「研修」で教えられた「強度のスキンシップ」という曖昧な概念を肯定的に受け止めてしまった自己を対象化させることができたとは判断することの方が、今回の事件を総合的にみた場合にはより

妥当なものと言うことができる。

- 6 原審判決は、本来は体罰に関する懲戒事例であったとしても分限事例ではあり得ない本件を分限免職とした処分を合法としてしまった1審判決を追認するものであり、人格の完成を目指す教育の実現にとって必要なものとして国際的に定着してきた、教員の身分尊重原則に逆行するものとなっており、国際法規に違反するものとなっている。

(注：第2に関する資料)

○日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする（日本国憲法第98条第2項）。

○世界人権宣言第26条（1948年第3回国連総会採択）

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

○教員の地位に関する勧告（1966年ユネスコ特別政府間会議採択）

指導的諸原則

3 教育は、その最初の学年から、人権および基本的自由に対する深い尊敬をうえつけることを目的とすると同時に、人間個性の全面的発達および共同社会の精神的、道徳的、社会的、文化的ならびに経済的な発展を目的とするものでなければ

ならない。これらの諸価値の範囲の中で最も重要なものは、教育が平和の為に貢献をすること、およびすべての国民の間の、そして人種的、宗教的集団相互の間の理解と寛容と友情に対して貢献することである。

- 4 教育の進歩は、教育職員一般の資格と能力および個々の教員の人間的、教育学的、技術的資質に大いに依存するところが大きいことが認識されなければならない。
- 5 教員の地位は、教育の目的、目標に照らして評価される教育の必要性にみあったものでなければならない。教育の目的、目標を完全に実現する上で、教員の正当な地位および教育職に対する正当な社会的尊敬が、大きな重要性をもっているということが認識されなければならない。
- 6 教育の仕事は専門職とみなされるべきである。この職業は厳しい、継続的な研究を経て獲得され、維持される専門的知識および特別な技術を教員に要求する公共的業務の一種である。また、責任をもたされた生徒の教育および福祉に対して、個人的および共同の責任感を要求するものである。

教員の継続教育

- 31 当局と教員は、教育の質と内容および教授技術を系統的に向上させていくことを企図する現職教育の重要性を認識しなければならない。
- 32 当局は、教員団体と協議して、すべての教員が無料で利用できる広範な現職教育の制度の樹立を促進しなければならない。この種の制度は、多岐にわたる手段を準備し、かつ、教員養成機関、科学・文化機関および教員団体がそれぞれ参加するものでなければならない。一時教職から離れて再び教職に戻る教員のためとくに再訓練課程を設けなければならない。
- 34 教員には継続教育の課程や便宜に参加するための機会および刺激が与えられ、また教員はこれらを十分に活用すべきである。

雇用とキャリア

身分保障

45 教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとって不可欠であること
はいうまでもなく、教育の利益のためにも不可欠なものであり、たとえ学校制度、
または、学校内の組織に変更がある場合でも、あくまでも保護されるべきである。

46 教員は、その専門職としての身分またはキャリアに影響する専断的行為から十
分に保護されなければならない。

専門職としての行為の違反に関する懲戒処分

47 専門職としての行為違反の責を負うべき教員に適用される懲戒措置は明確に規
定されなければならない。懲戒手続、およびすべての決定された措置は、授業活
動の禁止が含まれているか、あるいは生徒の保護又は福祉がそれを必要とする場
合を除いて、その教員がそれを要求するときのみ公表されなければならない。

49 教員団体は、懲戒問題を扱う機関の設置にあたって、協議にあずからなければ
ならない。

50 すべての教員は、一切の懲戒手続の各段階で公平な保護を受けなければならな
い。とくに、

- (a) 懲戒の提起およびその理由を文書により通知される権利
- (b) 事案の根拠を十分に入手する権利
- (c) 教員が弁護準備に十分な時間を与えられ、自らを弁護し、または自己の選択
する代理人によって弁護を受ける権利
- (d) 決定およびその理由を書面により通知される権利
- (e) 明確に指定された権限ある当局または機関に不服を申し立てる権利

51 懲戒からの保護、ならびに懲戒それ自体の効果は、その教員が、同僚の参加の
もとで判定を受ける場合、非常に高まる、ということを当局は認識しなければな
らない。

○国際人権規約A規約第13条第1項（1979年批准）

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、
教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人

権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

○子どもの権利条約第29条第1項（1994年批准）

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

- (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
- (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
- (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
- (e) 自然環境の尊重を育成すること。

○子どもの権利に関する委員会 第54会期（2010年5月25日－6月11日） 最終意見における指摘（平野裕二訳）

48. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう強く勧告する。

- (a) 家庭および代替的養護現場を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止すること。
- (b) あらゆる場面における体罰の禁止を効果的に実施すること。
- (c) 体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、家族、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているその他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること。」

49. 子どもに対する暴力に関する国連事務総長研究（A/61/299）について、委員会

は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 東アジア・太平洋地域協議（2005年6月14～16日、バンコク）の成果および勧告を考慮しながら、子どもに対する暴力に関する国連研究の勧告を実施するためにあらゆる必要な措置をとること。
- (b) 以下の勧告に特段の注意を払いながら、子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関わる同研究の勧告の実施を優先させること。
 - (i) 子どもに対するあらゆる形態の暴力を禁止すること
 - (ii) 子どもとともにおよび子どものために活動しているすべての者の能力を増進させること。
 - (iii) 回復および社会的再統合のためのサービスを提供すること。
 - (iv) アクセスしやすく、子どもにやさしい通報制度およびサービスを創設すること。
 - (v) 説明責任を確保し、かつ責任が問われない状態に終止符を打つこと。
 - (vi) 国レベルの体系的なデータ収集および調査研究を発展させ、かつ実施すること。
- (c) すべての子どもがあらゆる形態の身体的、性的および心理的暴力から保護されることを確保し、かつ、このような暴力および虐待を防止しかつこれに対応するための具体的な（かつ適切な場合には期限を定めた）行動に弾みをつける目的で、市民社会と連携しながら、かつとくに子どもの参加を得ながら、これらの勧告を行動のためのツールとして活用すること。
- (d) 次回の報告書において、締約国による同研究の勧告の実施に関わる情報を提供すること。
- (e) 子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表と協力し、かつ同代表を支援すること。

第3 憲法32条違反（裁判を受ける権利）

- 1 原審判決は、上告人について、研修によって体罰認識を改めたわけでもなく、依然として反省もしておらず、矯正しがたい持続性を有する性格に基因すること

を示すために、「訴訟上の攻撃防御方法であることを差し引いて考えるとしても控訴人の本件訴訟における主張や対応を見る限り、体罰認識に関する主張はあまりにも不合理であると言わざるを得ず、体罰を受けた生徒や本件確認書の作成依頼を受けた保護者の心情面を思いやる態度等もそれほど見受けられないし、私物等の保管に関する問題や自動車通勤問題といったサービス関係の問題点についても、率直な反省点はほとんど表明されておらず、依然として自己の正当性を主張しているものと評価せざるを得ない。」と判示している（22～23ページ）。

2 しかしながら、

①体罰認識についての説明は十分に尽くしており、決して不合理な説明ではない。

②私物の保管についてはそもそも撤去の命令自体が不合理であるし、撤去命令には従っている。

③自動車通勤については、これを制限する小平市庶務規定の解釈上も、上告人に非はなく、むしろ不当な圧力をかけていたのは澤川校長と岡崎教頭であるし、上告人はむしろ岡崎教頭の「その都度変更届を出しなさい」との指示に従っていた。という根本的な点を見誤っている。

3 もっとも、上告人の主張する事実が残念ながら最終的に裁判所の理解するに至らなかったとしても、上告人が被告の主張や裁判所が認定しようとする事実と反する主張を行うことそのものを、上告人に非がある理由として認定の根拠として用いることは、例えれば冤罪の刑事被告人が無罪を訴え続けていることを理由に重罪を課すようなものである。

このような事実認定の手法がまかり通ってしまうのであれば、訴訟当事者は自己の主張に沿った訴訟上の攻撃防御を行うことが不可能となってしまう。

（刑事事件において、裁判所自身が、被告人に対し、公判では自白しろ。無罪を一切主張するな。逆らえば重罪を課すぞ、と言うに等しい。）

4 かような、本件原裁判所の認定手法は、上告人の主張・立証制限を課するに等しく、憲法32条で保障されるところの裁判を受ける権利（この権利の内容とし

ては、形式的に裁判を受けるに止まらず、裁判上の主張立証を自由に行うことができる権利が含まれることは言うまでもない。)を著しく侵害し、司法権の自己否定行為である。

- 5 よって、少なくとも上記判示部分については取り消した上で、事実認定及び法律判断を行うべきである。

第4 理由不備・理由齟齬（312条2項6号）

原判決には、以下の通り、理由不備・理由齟齬の違法がある。

- 1 上告受理理由書でも述べているが、原判決が「上告人が一部保護者の信頼を損ねている」旨、おそらくは要望書を根拠に認定し、それを根拠として上告人の矯正しがたい不適格性を認定してしまっている。

しかしながら、要望書の内容が真実ではないことについては、■■■陳述書で立証し、更に■■■証人人証請求および要望書の作成名義人である■■■■■の人証請求を行ったが原裁判所は両証人についてはいずれも上告人の人証請求を却下した挙げ句に上告人に著しく不利な事実認定を行った。

保護者等の信頼については、一方では、信頼の存在を裏付ける■■■証人尋問結果や、膨大な陳述書があるにも関わらず、これらの信頼すべき証拠を排斥し、逆に真偽については極めて疑わしい「要望書」を事実認定の根拠として採用したことについては経験則に著しく反すると考えるが、このような事実認定を行ったことについては、原審判決は一切その理由を述べていない。

これは、理由不備・理由齟齬の違法があり、審理不尽の違法も免れないものである。

- 2 体罰の態様について

上告人の、生徒A、生徒B、生徒Iに対する体罰の具体的態様については、被上告人の主張との間で争いがあったところ、第一審判決・原審判決ともに、被上告

人よりの事実認定を行っている。

特に、生徒Iについては、原審において上告人から人証請求まで行ったにもかかわらず原裁判所はこれを却下した挙げ句に、上告人の主張・証拠とは著しくかけ離れた事実認定を行った。

しかしながら、人証請求をも却下しておきながらかような事実と反する、上告人の主張・証拠と著しくかけ離れた認定を行ったのかについては、原審判決は全く述べていない。

生徒Bに対する体罰の態様についても同様である（なぜか原審判決では「10分以上にわたる暴行との認定にされてしまった。そのことについての理由は何ら述べられていない。」）。

この点には、原判決には、理由不備・理由齟齬、さらには審理不尽の違法が認められる（312条2項6号）。

3 体罰認識について

上告人の本件体罰当時、（なお現在も）、学校教育現場では、体罰概念が曖昧となっていることは、原審において詳しく主張及び立証を行ったとおりである。

すなわち、

上告人が新任の教員となった時期、学校では生徒による校内暴力が横行し、上告人は「身体をはって生徒に当たるべし」との指導すら受けていた。すなわち、上告人は「ベテラン」であるから「体罰」認識を誤らないはずがないということではなく、むしろ、「ベテラン」というか、その就職時期、経験を積んだ時期、また、勤務校での暴力をふるう生徒との関係の中で、「体罰」問題を誤解するという社会的背景の中に置かれていたということである。

更に、「体罰」認識の問題は、「平成8年9月17日に東京地方裁判所で言い渡された体罰に関する事件の判決」以後も、上告人が「体罰」を行ってしまった時期にわたって、そのあいまいな認識が残存するばかりでなく、学校での「規律」維持のむずかしさから、再び、そのあいまいな認識は広がっていった。その

ことを証明するように、上告人の事件以後のことではあるが、平成19年2月5日は文部科学省から「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」の通知（禁止される体罰について緩やかに解釈し直したもの）、平成21年4月28日の最高裁判決（男性教諭が小学3年男子の襟首を締め上げた事案を体罰と認めなかった事例）にみられるように「有形力の行使」を「体罰」と認定しない認識が出されてくるに至っていることは、すでに原審で指摘したとおりである。

上告人が、生徒Bに「体罰」を行ってしまうまでの時点で、「体罰」を「体罰」として認識していなかったと述べていることについて、これを「ベテラン教員である控訴人が東久留米市の上記指導をそのように誤解していたと認めるのは困難である」（p.15）と判示し、「前期各行為当時は体罰であるという認識がなく、本件研修によってはじめて体罰であると認識できるようになった旨の控訴人の主張は、採用することができない」（p.16）とし、「以上のとおり、控訴人は、生徒I、生徒F及びGに対するものも含めて、自己の行為が体罰であると認識した上で、体罰を繰り返してきたものと認められる」（p.16）するのは、まさに、「社会環境」という要考慮事項を考慮しない、まったく独善的で不合理な見解である。

すなわち、原審判決は、そのような学校現場における体罰概念の曖昧さや、現在も横行・多発する体罰の実情を全く無視・考慮せずに、これらが無視した理由も全く述べないまま、体罰についてはひとり上告人の突出した異常な性格の表れ、と判示してしまった。

ここには、審理不尽・理由不備の違法（312条2項6号）が認められる。

第5 結語

以上より、原審判決は取り消され、相当の判決がなされるべきである。

なお、本件分限免職事件は、既に最高裁で取消が確定している、京都地裁・大阪地裁・岡山地裁（それぞれ第一審係属裁判所）の分限免職事件と同様のケース

であり、最高裁においては十分に慎重な審理を尽くされることを強く要望するものである。

以上